

平成 30 年 11 月 12 日

株式会社 長野総合建築事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 12 月 1 日～平成 35 年 11 月 30 日

2. 内容

目標 1 妊娠中及び出産後の女性社員の母性健康管理について社員に周知する。

【対策】

平成 31 年 2 月～ 母性健康管理について、社内研修を行う。

目標 2 子供が産まれる際、男性社員の休暇取得の促進することについて社員に周知する。

【対策】

平成 31 年 6 月～ 育児休暇取得制度について、社内研修を行う。